

23 日 獣 発 第 350 号  
平成 24 年 3 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

## 口蹄疫に関する防疫対策の強化について

このことについて、平成 24 年 3 月 2 日付け 23 消安第 6020 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知及び協力方  
よろしくお願ひ申し上げます。

このたびの通知の内容は、近隣諸国の口蹄疫の発生が引き続き認められており（台湾での直近の発生は 2 月 8 日、中国の直近の発生は 2 月 21 日）、また、韓国においては、全土の牛、豚などに対しワクチン接種が実施され、ワクチンでは感染を完全に防ぐことが難しいことから、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然高い状況と考えられる中、平成 12 年 3 月および平成 22 年 4 月の口蹄疫の初発事例は春期に確認されているため、今後より一層の口蹄疫に対する危機意識を高め、発生を未然に防ぐために、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう各都道府県知事宛てに通知したので、本会宛て、円滑な防疫対策の実施への協力及び傘下会員各位への周知並びに適切な対応がなされるよう指導を依頼されたものです。

### 記

- 1 牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について
- 2 口蹄疫に関する研修会の開催等について
- 3 早期通報の再徹底について
- 4 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について
- 5 口蹄疫に関する情報の共有について

本件内容の問合せ先  
日本獣医師会事業担当 笹川  
TEL 03-3475-1601



23消安第6020号  
平成24年3月2日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



口蹄疫に関する防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



写

23消安第6020号  
平成24年3月2日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 口蹄疫に関する防疫対策の強化について

口蹄疫に係る防疫対策については、我が国の近隣諸国における口蹄疫の発生を受け、その都度、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第52条の2第2項及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第2の1の（1）の規定に基づき、通知を発出し、畜産関係者等への注意喚起及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底等を御指導いただくようお願いしているところです。

近隣諸国における口蹄疫の発生状況については、台湾や中国において本年も引き続き発生が認められています（台湾の直近の発生は2月8日、中国の直近の発生は2月21日）。また、韓国においては、全土の牛、豚等に対しワクチン接種が実施されており、ワクチンは感染を完全に防ぐことが難しいことから、我が国の周辺状況に鑑みると、口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然高い状況であると考えられます。

一方、我が国においては、これまで春期（平成12年3月及び平成22年4月）に初発事例が確認されており、今後、一層口蹄疫に対する危機意識を高める必要があります。

各都道府県におかれては、防疫指針により口蹄疫の防疫対策を進められ、また、本年1月30日から2月3日までの間には、口蹄疫に関する防疫演習も実施されましたが、今回の防疫演習の結果に基づき、防疫上の課題や問題点の解析を進めるとともに、問題点については、その早急な改善が必要です。

つきましては、春期を迎えるに際し、我が国における口蹄疫の発生を未然に防ぐため、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するようお願いいたします。

### 記

- 1 牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について  
家畜防疫員は、牛及び豚の大規模所有者（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。）の農場（1

家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場(農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場)とする。)及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜(水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのしし)の飼養農場(農場数は任意とする。)に立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に様式1により報告すること。(詳細な確認及び報告の方法は、別紙1のとおりとする。)

なお、本立入検査をもって口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるが、本立入検査の対象以外の農場についても、引き続き、各都道府県ごとに計画的に立入検査を進めること。

## 2 口蹄疫に関する研修会の開催等について

牛及び豚等の所有者、市町村、関係機関、関係団体及び畜産関連業者に加え、可能な限り、中国、台湾、韓国等の口蹄疫発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設を対象に、口蹄疫に関する研修会(講習会その他これに類するものを含む。以下同じ。)を開催し、近隣諸国における口蹄疫の発生状況に関する情報を提供するとともに、これまで農林水産省が発出した通知、飼養衛生管理基準のパンフレット、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」(平成23年10月1日付け23消安第3463号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)等を活用し、これらの者の口蹄疫の防疫及び飼養衛生管理基準の遵守に係る意識の向上を図り、農場等における消毒を徹底するよう指導すること。この際、上記1の各農場の飼養衛生管理の確認が済んでいる場合は、その結果を踏まえた指導を行うほか、優良事例があれば、それについても紹介し、地域の飼養衛生管理に関する意識の向上を図ること。

また、本研修会の開催状況及び予定については、様式2により平成24年6月29日(金)までに動物衛生課担当者宛て(kokunai\_boeki@nm.maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

## 3 早期通報の再徹底について

家畜の所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう改めて指導を徹底すること。

## 4 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

都道府県が家畜の所有者や獣医師等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞な

く、防疫指針第3の規定に基づく対応を的確に行うよう徹底すること。また、万一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第2の2の(9)の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備について改めて確認すること。

#### 5 口蹄疫に関する情報の共有について

農林水産省から提供された口蹄疫に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が指定した情報については、確実かつ迅速に家畜の所有者、市町村、関係機関及び関係団体等に周知すること。

牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、口蹄疫等家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 対象農場

牛及び豚の大規模所有者の農場（1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場（農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場）とする。）及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのしし）の飼養農場（農場数は任意とする。）を対象とする。

なお、農場の選定については、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があつた農場等を優先とすること。

また、平成23年12月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができるが、可能な限り未確認の農場を訪問し、確認すること。

3 確認の方法

別添の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、複数名による確認が必要な場合には、そのうちの少なくとも1名は家畜防疫員とし、残りの者は家畜防疫員が適当と認める者（都道府県及び市町村の畜産関係職員、家畜共済の獣医師等）として差し支えない。また、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査とみなすことができる。

4 報告の方法

様式2による飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、動物衛生課担当者宛て（kokunai\_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成24年6月29日（金）

6 その他

- (1) 上記4により提出された飼養衛生管理状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。
- (2) 指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の5の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の6第1項の規定による勧告）等を検討すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

	農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要だった農場 数	③今回の報告対 象外の農場数 (※2)	(※1)改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を列表して下さい。改善済みの項目は○、改善 指導中の項目は●など、分かるように記載して下さい。	(※2) 今回の報告対象外の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載して下さい。
		うち、改善済	うち、改善指導中				
牛 (成牛)	200頭以上						
	200頭未満						
牛 (育成牛)	3,000頭以上						
	3,000頭未満						
豚	3,000頭以上						
	3,000頭未満						
水牛							
鹿							
めん羊							
山羊							
いのしし							
計	0	0	0	0	0	0	0

(注意)  
-昨年12月1日以降、別添チェックシートによりその遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用することは可能。

(単位:戸)

# 口蹄疫に関する研修会の開催状況

都道府県名:

## 1. これまでの開催状況

開催年月日	参加者(機関・団体名等)	内容

※ 平成23年度以降の実績を記載すること。

## 2. 今後の開催予定

開催予定年月日	参加予定者(機関・団体名等)	内容

**飼養衛生管理基準 チェックシート**  
**(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊用)**

<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(5) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(6) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	レ欄
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液（生乳を除く。）が付着した物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった畜房やハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

<b>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ通報することとしている。また、その際には家畜はもとより畜産物や排せつ物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家畜を出荷するときは、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除き、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 埋却の準備</b>	レ欄
埋却のための土地の確保（成牛1頭あたりおおむね5㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>8. 感染ルート of 早期特定のための記録の作成及び保管</b>	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>9. 大規模農場に関する追加措置</b>	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>
<b>その他確認及び指導事項</b> （チェックが無い場合であっても要指導農家にはカウントしない。）	レ欄
衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>

**飼養衛生管理基準 チェックシート**  
**(豚・いのしし用)**

<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>
(5) 同日に畜産関係施設に立ち上がった者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(7) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(8) 食品循環資源を飼料とする場合には、事前に加熱等適切に処理されたものを用いている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	レ欄
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液が付着した物品を使用する際には、注射針にあつては少なくとも畜房ごと、人工授精用器具については1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった畜舎や畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

<b>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ通報することとしている。また、その際には家畜はもとより畜産物や排せつ物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家畜を出荷するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 埋却の準備</b>	レ欄
埋却のための土地の確保（肥育豚1頭あたりおおむね0.9㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>8. 感染ルート of 早期特定のための記録の作成及び保管</b>	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>9. 大規模農場に関する追加措置</b>	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>